

感染症予防管理法に基づく規制（2021年1月1日～2021年3月31日）

マレーシア保健省  
2020年12月31日

本資料はマレーシア保健省が公表した「感染症予防管理法に基づく規制」を、当館が日本語に仮訳したものです。更なる修正が入る可能性があります。その点ご留意の上、ご参照ください。

（官報原文）

2020年12月31日付

[http://www.federalgazette.agc.gov.my/output/pua\\_20201231\\_PUA400.pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/output/pua_20201231_PUA400.pdf)

#### 第1条 呼称と適用

（1）本規制は「Prevention and Control of Infectious Diseases (Measures within Infected Local Areas) (No.9) Regulations 2020」と呼称する。

（2）これらの規制は2021年1月1日から2021年3月31日まで有効。

#### 第2条 適用

本規制は随時延長された2020年感染症予防管理（感染地域の宣言）命令において感染地域として宣言された地域に対して適用される。

#### 第3条 禁止行為

何人も、別表において規定する禁止行為を、実行し、組織し、引き受け、またはその他の方法で関与してはならない。

#### 第4条 条件付き活動制限令の対象地域における移動及び活動

（1）権限を与えられた公務員（an authorized officer）は、条件付き活動制限令（conditional movement control order）の対象地域下の者の移動及び活動に関して、任意の指示を出すことができる。

（2）（1）における「条件付き活動制限令」とは、感染症予防管理法第11条第3項の下で権限を与えられた公務員が行う指示をいう。

#### 第5条 強化された活動制限令の対象地域における移動の制限

（1）何人も、保健医療サービスを提供する者又は権限を与えられた公務員（an authorized officer）の許可を受けた者でなければ、強化された活動制限令（enhanced movement control order）の対象となる場所に入入りしてはならない。

（2）（1）における「強化された活動制限令」とは、感染症予防管理法第11条第3項の下で

権限を与えられた公務員が行う指示をいう。

#### 第6条 行列（procession）の禁止

何人も、いかなる方法でも、行列に参加し又は関与してはならない。

#### 第7条 集会の制限

第10条に基づき医務技監が発出した指示等に従い、信仰する礼拝施設におけるお祈りのために集合し、又は関与することができる。

#### 第8条 公共交通機関

陸海空の公共交通機関に乗せることができる旅客数の合計最大定員にかかわらず、旅客を運送する陸、海又は空の公共交通機関の免許証又は許可証の所持者は、その免許証又は許可証に関連する公共交通機関が運送する旅客数について、第10条に基づき医務技監が発出した指示に従うようにしなければならない。

#### 第9条 マレーシア到着時の健康診断の要求

(1) 国外から帰国する、国籍者、マレーシア永住者、駐在者（expatriate）、外交団（diplomatic corps）又はその他の入管局長から許可を受けた外国人は、マレーシア到着時、入国地点又は医務技監により指定された場所において、入国審査を受ける前に健康診断を受けなければならない。

(2) (1) に掲げる者は権限を与えられた公務員の指示に従わなければならない。

(3) (1) に掲げる者が権限を与えられた公務員によりいずれかの場所で隔離を受けることを指示された場合には、その者は、権限を与えられた公務員が提供するリストバンドを着用しなければならない。

#### 第10条 雇用主に対する外国人従業員への COVID-19 検査受検要件

(1) 就労場所での COVID-19 感染を管理するため、権限を与えられた公務員は、外国人従業員を雇用している雇用主に対して、その従業員に COVID-19 検査を受けさせるよう指示することができる。検査に係る費用は雇用主が負担しなければならない。

(2) 本規制において、「外国人従業員」とは「Visit Pass (Temporary Employment)」を所有するものを意味する。

#### 第11条 情報提供の要請

権限を与えられた公務員は、感染症の予防および管理に関する情報を、あらゆる個人または団体に要求することができる。

## 第12条 医務技監の指示 (Direction)

医務技監は、感染症の予防及び管理の目的で措置を執るため、いかなる個人又は集団に対しても、一般的であれ個別的であれ、任意の形式で任意の指示を発出することができる。この指示は、別表において禁止されている活動以外の活動を実施し、組織し、引き受け、またはその他の方法で関与している個人又は集団に対する指示を含む。

## 第13条 罰則

(1) これらの規制のいずれかの条項若しくは医務技監又は権限を与えられた公務員の指示に従わない者は違法であり、有罪が確定した場合は、1,000リングットを超えない罰金若しくは6か月を超えない期間の禁錮又はそれらの両方が課される。

(2) これらの規則に違反した者が企業 (company)、有限会社 (limited liability partnership)、会社 (firm)、社団 (society) 若しくは他の個人の集合体 (other body of persons)、違反した時点で違反者がこれら団体の管理者 (director)、法令遵守責任者 (compliance officer)、パートナー、取締役 (manager)、総務担当重役 (secretary) 若しくは他の類似の役職者、又はこれら団体の管理責任の資格若しくは範囲内で違反行為を行おうとした場合には、

(a) 個別に又はこれら団体の手続と合一して起訴され得る。

(b) もしこれら団体による違反が認められた場合には、当該資格の機能の性質及びあらゆる状況に関し、以下を証明できない限り、個人と同様に違反とみなされ、個人と同様の罰則の対象となる。

(i) 同人の知るところなく違反が行われたこと。

(ii) 同人の同意又は黙認なしに違反が行われ、当該違反を防止するために、同人があらゆる合理的な予防措置を執り、相当の注意を行ったこと。

## 第14条 従来の規定

「Prevention and Control of Infectious Diseases (Measures within Infected Local Areas) (No.8) Regulations 2020」(当館注：2020年9月1日～2020年12月31日にかけて実施された規制)に基づき出された又は出されたと見なされた医務技監のいずれの指示も、これらの規則に基づいて出されたものとみなされ、医務技監によって取り消されない限り、その効力は継続するものとする。

(別表 第3条関係)

禁止行為 (prohibited activity)

1. 市民による外国行き旅行活動及びマレーシアに入国する外国人観光客（大臣が指定した国からの外国人観光客を除く）を含む国内旅行向け活動（Outbound tour activities by a citizen and inbound tour activities involving foreign tourists entering Malaysia except foreign tourists from countries as specified by the Minister）
2. レストランを除く、パブ及びナイトクラブにおける活動（Activities in pubs and night clubs, except restaurant business in pubs and night clubs）
3. 多くの者が一カ所に集まることで、社会的距離の確保及び医務技監の指示に従うことが困難になる活動（Any activities with many people in attendance at a place making it difficult to carry out social distancing and to comply with the directions of the Director General）